

フリーランス
との取引が多い業種

放送業等
広告業等

を集中的に調査

調査の
結果

128名の事業者に対して、
契約書や発注書の記載、発注方法、
支払期日の定め方等のほか、報酬の額の決め方、
給付内容の変更、やり直しに係る費用負担等の
禁止行為についての是正を求める指導を行った。

明示義務
取引条件の

- 業務委託をする際に取引条件を明示していなかった
(放送業 ラジオ放送番組の制作・出演等の委託取引、広告業 ウェブサイトの制作等の委託取引)
- 一定期間共通の取引条件(共通事項)との関連性を個々の発注時に明示していなかった
(放送業 アニメーションの作画等の委託取引、広告業 原稿作成の委託取引)
- 譲り受ける知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明示していなかった
(放送業 番組・CM制作の委託取引、広告業 画像加工やイラスト作成等の委託取引)

報酬支払
義務

- 請求書を提出した日を基準に支払期日を設定していた
(放送業 デザインの作成の委託取引、広告業 デザインの制作等の委託取引)
- 自社の事務処理遅れを理由に、支払期日より後に報酬を支払っていた
(放送業 口ヶ撮影及び映像編集の委託取引、広告業 写真撮影等の委託取引)
- 受入検査に合格した日を基準に支払期日を設定していた(広告業 広告物の制作等の委託取引)

禁止行為

放送業等

- 自社の予算や規定を基準にして報酬の額を一方的に決定した(番組の演出等の委託取引)
- 給付の受領後、当該給付について追加的な作業を行わせ、当該作業の費用負担をせず、費用の負担が生じたかどうかを確認していなかった(台本や情報誌の原稿作成等の委託取引)
- 金銭の提供を要請し、その提供を受けていた
(番組情報誌の原稿作成等の委託取引)

広告業等

- コスト上昇を理由とした報酬引き上げ要請に対し、理由を記録に残る方法で回答することなく従来どおりの報酬の額に据え置いた(ポスター制作等の委託取引)
- 自社の予算や規定を基準にして報酬の額を一方的に決定した(グラフィックデザインの委託取引)
- 給付の内容を取り消したにもかかわらず、それに伴う不利益が生じたかどうかを確認しなかった(デザインの制作の委託取引)

フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条の各規定に関する留意点

【留意点①】イベント中止に伴う直前キャンセルの場合

(例)特定業務委託事業者が、8月31日に実施するイベントでの実演を、特定受託事業者に対し、4月1日に委託した。しかし、特定業務委託事業者は、イベントの参加者が集まらなかつたという特定業務委託事業者の都合で、当該イベントを開催直前に中止し、当該業務委託をキャンセルした。

①業務委託(4月1日)



8月31日に△△で開催する音楽イベントに参加してよ！

分かりました。8月31日ですね。ぜひ参加します！

イベントプロモーター
(発注者)



ミュージシャン
(フリーランス)

②業務委託後



●●●テレビから8月31日収録の音楽番組の出演オファーがありましたけど、どうします？

ミュージシャンのマネージャー

8月31日はイベントの予定があるので、残念だけど無理ですね。

イベントで恥ずかしい演奏はできないから、しっかり練習しておかないと…



③業務委託後



8月31日のイベントのチケットが全然売れない…まずいなあ…このままだと大赤字だ…今からでもイベント中止にした方がまだマシだな…

よし、中止にしてしまおう！

④イベント開催直前



8月31日のイベントは中止するから、参加もキャンセルで！もちろんギャラはなしで。

えっ！急に言われても困りますよ！

たくさん練習したしテレビの仕事も断ったのに…！今さらほかの仕事も見つからないよ…



➤ それ、フリーランス・事業者間取引適正化等法違反となるおそれがあります！

特定業務委託事業者(発注者)は、業務委託をキャンセルしたことにより、同日に特定受託事業者(フリーランス)が別の業務を実施することを不可能にさせた場合に、当該イベント開催直前までにフリーランスが行った作業が無駄になった分の費用を負担するだけでなく、フリーランスに対し、当該業務委託の「報酬の額」相当額の支払を行わなければ、給付内容の変更により特定受託事業者の利益を不当に害したとして、本法上問題となるおそれがあります。



フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条の各規定に関する留意点

【留意点②】報酬を特定受託事業者の銀行口座に振り込む場合

(例)特定業務委託事業者が、自社のウェブサイトに掲載する写真の撮影を、特定受託事業者に委託した。特定業務委託事業者は、特定受託事業者の銀行口座に報酬を振り込む際に振込手数料差し引いて支払った。振込手数料を差し引いて支払うことについては、事前に特定受託事業者から口頭で了解を得ていた。

①業務委託時



当社のWebサイトに掲載する写真の撮影をお願いします。
発注書はすぐに送ります。
振込手数料は差し引いてお支払いしますね。



分かりました。
発注書お待ちしています。

カメラマン
(フリーランス)

発注者

②業務委託時(発注書到着)



発注書が届いたぞ。
振込手数料は差し引かれるって言ってたけど、発注書には書かれてないから、負担してくれるのかな。

③業務委託後



御依頼の件、
撮影が終わりました！



ありがとうございます。
報酬は銀行口座に振込みますね

④報酬支払時



銀行口座に振込みました。明細書をお送りします。



振込手数料が差し引かれてる！
口頭では聞いていたけど…
単価が小さいからキツいんだけどな…



➤ それ、フリーランス・事業者間取引適正化等法違反です！

特定業務委託事業者(発注者)は、特定受託事業者との間で書面又は電磁的方法での合意がないにもかかわらず(※)、特定受託事業者(フリーランス)への報酬の支払に当たって、報酬を特定受託事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を報酬の額から差し引くことは、報酬の減額として、本法上問題となります。

※令和8年1月1日以降は、特定受託事業者との合意があった場合でも、報酬の減額として、本法上問題となります。

フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条の各規定に関する留意点

【留意点③】単価を引き下げる単価改定を行い新単価を適用する場合

(例)特定業務委託事業者が、自社で発行する雑誌に掲載する挿絵の制作業務を特定受託事業者に委託しているところ、従来、●円だった挿絵1枚当たりの単価を、1割引き下げることで合意した。既に旧単価で発注していた挿絵に対する制作料の支払に新単価を適用することについても合意し、発注済の挿絵の制作料も新単価で支払った。

①業務委託(4月1日)



雑誌「△△」の挿絵の制作をお願いします！制作料は挿絵1枚当たり●円、毎月末日締切、翌月末日支払です。



分かりました。

雑誌編集者
(発注者)

では、5月号分は4月15日に納入をお願いします。

イラストレーター
(フリーランス)

②業務委託後(7月1日)



諸々のコスト上昇により、挿絵の制作料の1割引下げに御協力いただけませんでしょうか…
4月1日発注分(5月号分)からお願いします。



コストアップはお互い様ですが、仕方ありませんね。

③6月15日入稿分の制作料支払日（7月31日）



6月15日に入稿いただいた7月号分の制作料をお支払いしました。こちらが明細書です。



…あれ、随分と制作料が安いな…



5月号分から制作料の1割引下げを適用しています。
ですので、5月号以降の制作料の引下げ分もまとめて差し引いています。

そうでしたね…



➤ それ、フリーランス・事業者間取引適正化等法違反です！

特定業務委託事業者(発注者)は、特定受託事業者(フリーランス)との間で単価の引き下げについて合意して単価改定した場合に、単価引き下げの合意日前に旧単価で発注したものについても新単価を遡及適用し、旧単価と新単価の差額を報酬の額から差し引くことは、報酬の減額として、本法上問題となります。